

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 25 年 6 月 3 日	請 願 者	大津市梅林 1 丁目 3－3 0 滋賀県労働組合総連合 議 長 杉原 秀典
受 理 番 号	請 願 第 2 号		
請 願 件 名	デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 雇用の安定、賃金増は国民が政府に求める最優先の課題です。 安倍首相は大企業・財界に賃上げを要請しましたが、13春闘を経た今、多くの労働者の賃金は改善されてはいません。労働者の36%は非正規雇用で働き、4人に1人は年収200万円未満です。彼（女）らは、様々な職場で働き、利益をうみ出して企業に貢献しながらも、自らは低賃金ゆえに、家族の支援がなければ生活困窮に陥る実態にあります。まともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアからの脱出は困難です。やむなく生活保護を申請する人も増えています。 今の最低賃金は、最も高い東京でも時給850円、滋賀県では716円、最も低い地方では652円です。賃金の底支えどころか、賃金抑制の役割をはたしています。低すぎる最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連財・サービスなど中小企業の得意とする商品を地域で購入する傾向が強いからです。中小企業支援策を拡充しつつ、最低賃金を引き上げれば、財・サービスに対する需要が増え、中小企業の仕事も、雇用も拡大します。 経済グローバル化でアジアとの競争が激化した以上、賃金の抑制もやむを得ないとの議論もありますが、同じグローバル経済下にある先進国は、多くが最低賃金を1,000円以上とし、平均賃金を毎年引き上げて内需を守っています。アジア諸国も、最近では最低賃金を15～40%も大幅に引き上げたり、制度の新設を進めており、低賃金を放置して企業競争力をつけようとしている国はありません。むしろ、スキルを身につけにくい低賃金労働に頼る経営と労働市場は、企業の成長力と地域経済の消費購買力を失わせるとみなされています。 公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価が通用する社会にすることが大切です。 憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしています。 低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう請願します。		
紹介議員	加 藤 昌 宏		

加藤 昌宏

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

今や日本の労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・プアである。平均賃金（年収）は、1997年に比べて58万円も減っている。これほどの賃金下落は世界に例をみず、日本経済が消費の縮小とデフレ不況に陥るのも当然である。家計の厳しさから、モノは売れず、生産は縮小し、雇用破壊と企業の経営危機を招く事態となっている。

収入が少なく不安定なため、結婚できず、子どもを産み育てられない青年も増えている。これ以上、低賃金の蔓延を放置し続ければ、日本社会は崩壊してしまう。

東日本大震災からの復興も停滞している。政府が準備している大型の公共投資や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京で850円、滋賀県では716円、最も低い地方では652円にすぎない。フルタイムで働いても税込で153万円～117万円では、まともな暮らしはできない。地域間格差も大きく、最も低い地方と東京では時間額で198円も格差がある。こうした格差が青年の県外流出を促している。最低賃金は、地域間格差を解消しつつ、大幅に引き上げる必要がある。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で月額約20万円、時間額1,000円以上が普通である。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行なうこと。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、中小企業への経営支援策を拡充すること。
- 4 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法の改正と、公共事業における適正な単価と報酬を確保するための法の制定を行うこと。
- 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。